

千葉県報

定例
令和7年3月14日

第14023号

千葉県報

令和7年3月14日(金曜日)

主要目次

- 令和六年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領
- 令和五年度千葉県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定
- 土地改良区定款の変更認可
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生のための同意の認定
- 道路区域の変更(二件)
- 道路の供用開始
- 土砂災害警戒区域の指定
- 土砂災害特別警戒区域の指定
- 市街地再開発組合の定款の変更認可
- 都市計画下水道事業の認可
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(四件)
- 公告
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(十四件)
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧
- 都市計画用途地域の関係図書の縦覧
- 特定調達公告
- 入札公告
- 落札者等の公告(二件)

告示

千葉県告示第三百三十七号

令和六年十二月定例県議会の議決を経た令和六年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、別冊のとおりである。

令和七年三月十四日

告示

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百三十八号

令和六年十二月定例県議会の議決を経た令和五年度千葉県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領を、その認定に関する議会の議決及び監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

令和七年三月十四日

- 一 決算の認定に関する議会の議決 認定
- 二 決算の要領及び監査委員の意見 別冊のとおり

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百三十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 茂原市茂原字毛無塚七二四番二の一部、七二五番の一部及び七二六番の一部並びに早野字川中嶋三、七四〇番二地先(別図のとおり)
 - 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)別表第一博物館の項に規定する入場料(プラネタリウム入館者予約システムを利用して納付されるものに限る。)の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
株式会社モーシヨンピクチャー	東京都港区赤坂三丁目四番四号専修赤坂ビル七階	令和六年八月二日から九月三十日まで	令和六年七月二十四日

千葉県告示第四百一十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、千葉市板

倉大椎土地改良区の定款の変更を令和七年三月七日付けで認可した。
令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百四十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第三項の規定により、次の加入区について同条第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。
なお、同項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和七年三月十八日から発生する。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

銚子市加入区

千葉県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取土木事務所において、令和七年三月十四日から三週間、縦覧に供する。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 一般国道	二 路線名 三百五十六号	三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長
区間	変更の前後別	敷地の幅員
香取市津宮字 西下七八番六 地先から佐原 字本宿耕地イ 三、七五六番 一地先まで	前	一四・四六メートルから 三二・一一メートルまで
香取市佐原字 有町イ三、九 一三番一地先 から北三丁目	後	二九・三〇メートルから 六八・八六メートルまで
	前	七六七・三三メートル
	後	七六七・三三メートル
	前	一〇・八八メートルから 三九・四九メートルまで
	後	二五・一三メートルから 五二・七八メートルまで
	前	四〇五・九五メートル
	後	四〇五・九五メートル

一四番一二地 先まで		
------------	--	--

千葉県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和七年三月十四日から三週間、縦覧に供する。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道	二 路線名 多古笹本線	三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長
区間	変更の前後別	敷地の幅員
香取郡多古町 南中字飯土井 一、二一四番 二地先から 一、二二二番 一地先まで	前	一一・四八メートルから 一八・〇四メートルまで
	後	一二・七五メートルから 三五・八四メートルまで
	前	四三・四〇メートル
	後	四三・四〇メートル

千葉県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和七年三月十日から次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和七年三月十四日から三週間、縦覧に供する。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道八街三里塚線	富里市十倉字五十二榎二八六番五地先から字栗原四三三番六七地先まで
	富里市十倉字栗原四三三番一〇〇地先から四三二番一三 地先まで
	富里市十倉字两国沖四八八番一地先から御料字葉山七五 〇番四地先まで

千葉県告示第百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	自然現象の種類
加一	流山市加一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
古間木一	流山市古間木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三輪野山一	流山市三輪野山二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三輪野山二	流山市三輪野山三丁目、三輪野山一丁目及び三輪野山二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三輪野山三	流山市三輪野山五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
思井四	流山市思井及び思井一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
思井五	流山市思井及び宮園二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
思井六	流山市思井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
芝崎三	流山市芝崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
芝崎四	流山市芝崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
芝崎五	流山市芝崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
芝崎六	流山市芝崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
芝崎七	流山市芝崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

松ヶ丘一	流山市松ヶ丘四丁目、名都借及び西松ヶ丘一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
前ヶ崎五	流山市前ヶ崎及び名都借の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
前ヶ崎六	流山市前ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
前ヶ崎七	流山市前ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下花輪二	流山市下花輪及び桐ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鰯ヶ崎一	流山市大字鰯ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鰯ヶ崎二	流山市大字鰯ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平和台一	流山市平和台一丁目及び流山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平和台二	流山市平和台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平和台三	流山市平和台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平和台四	流山市平和台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
名都借三	流山市名都借の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
名都借四	流山市名都借の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
流山一	流山市流山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
流山二	流山市流山八丁目及び南流山七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南一	流山市南、小屋及び北の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
谷一	流山市谷、南及び桐ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

中野久木一	流山市中野久木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東深井一	流山市東深井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
野々下一	流山市野々下一丁目及び柏市豊四季の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
野々下二	流山市野々下二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
野々下三	流山市野々下三丁目及び長崎一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
加一	流山市加一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
古間木一	流山市古間木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三輪野山一	流山市三輪野山二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三輪野山二	流山市三輪野山三丁目、三輪野山一丁目及び三輪野山二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三輪野山三	流山市三輪野山五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

思井四	流山市思井及び思井一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
思井五	流山市思井及び宮園二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
思井六	流山市思井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
芝崎三	流山市芝崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
芝崎四	流山市芝崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
芝崎五	流山市芝崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
芝崎六	流山市芝崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
芝崎七	流山市芝崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
前ヶ崎五	流山市前ヶ崎及び名都借の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
前ヶ崎六	流山市前ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
前ヶ崎七	流山市前ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下花輪二	流山市下花輪及び桐ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鱒ヶ崎一	流山市大字鱒ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鱒ヶ崎二	流山市大字鱒ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平和台一	流山市平和台一丁目及び流	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

野々下三	野々下二	野々下一	中野久木一	谷一	南一	流山二	流山一	名都借四	名都借三	平和台四	平和台二	
流山市野々下三丁目及び長崎一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	流山市野々下二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	流山市野々下二丁目及び柏市豊四季の区域のうち、次の図面に示す区域	流山市中野久木の区域のうち、次の図面に示す区域	流山市谷、南及び桐ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	流山市南、小屋及び北の区域のうち、次の図面に示す区域	流山市流山八丁目及び南流山七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	流山市流山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	流山市名都借の区域のうち、次の図面に示す区域	流山市名都借の区域のうち、次の図面に示す区域	流山市平和台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	流山市平和台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備え

置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百四十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、北小金駅南口東地区市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 組合の名称

北小金駅南口東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和五年八月十八日から令和十一年三月三十一日まで

三 施行地区

松戸市小金字天王脇四番三、四番一二、四番一三、四番二七、五番四の一部、五番五の一部分、五番六の一部分、一五番一、一五番二、一五番六及び一五番八、東平賀字向台三一三番二、三一三番三、三一五番一から三一五番一まで、三一五番一三、三一六番一から三一六番三まで、三一七番一、三一七番二、三一八番一から三一八番三まで、三一九番一、三一九番二、三一九番五、三一九番六、三二〇番一及び三二〇番二並びに字仲通二四五番六の一部分、二四五番七、二四五番八及び二四五番一二の一部分並びに小金きよしヶ丘一丁目五番一から五番四まで、五番六、五番七、五番一〇、五番一一及び一九番の一部並びに公有地の一部

四 事務所の所在地

松戸市小金六〇番地の一

五 設立認可の年月日

令和五年八月十八日

六 定款の変更の認可の年月日

令和七年二月十四日

千葉県告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、鎌ヶ谷都市計画下水道事業を次のとおり認可した。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 施行者の名称

鎌ヶ谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

鎌ヶ谷都市計画下水道事業 鎌ヶ谷市第四号公共下水道

<p>三 事業施行期間 令和七年三月十四日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 なし 使用の部分 鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷四丁目の一部の区域</p>	<p>千葉県告示第百五十二号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、鎌ヶ谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和七年三月十四日</p> <p>一 施行者の名称 鎌ヶ谷市 千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>千葉県告示第百五十号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、市川都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和七年三月十四日</p> <p>一 施行者の名称 市川市 千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 市川都市計画下水道事業市川市第二号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和四十七年十二月二十二日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>	<p>千葉県告示第百五十三号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、成田都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和七年三月十四日</p> <p>一 施行者の名称 印旛郡栄町 千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 成田都市計画下水道事業栄町第一号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和五十三年三月十七日から令和九年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>
<p>千葉県告示第百五十一号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、鎌ヶ谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和七年三月十四日</p> <p>一 施行者の名称 鎌ヶ谷市 千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 鎌ヶ谷都市計画下水道事業鎌ヶ谷市第一号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和四十九年七月二十三日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>	<p>公 告</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮</p>

すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県
商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

習志野四丁目商業施設

船橋市習志野四丁目二、〇一九番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二一号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所

東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二一号

5 変更年月日

令和六年三月十三日

二 届出年月日

令和六年十月二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模
小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮
すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県
商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

木更津市江川複合施設

木更津市江川字下沼五四四番一〇ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野敬一

東京都港区芝浦一丁目二番三号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉

変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野敬一

5 変更年月日

令和六年四月一日

二 届出年月日

令和六年十月二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模
小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮
すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県
商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松戸市八ヶ崎複合(南棟)

松戸市八ヶ崎八丁目三四番地三ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野敬一ほ

か

東京都港区芝浦一丁目二番三号ほか

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉ほ

か

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 濱野敬一ほ

か

<p>5 変更年月日 令和六年四月一日</p> <p>二 届出年月日 令和六年十月二日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和七年三月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	<p>5 変更年月日 令和六年四月一日</p> <p>二 届出年月日 令和六年十月二日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模</p>
<p>小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和七年三月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフガーデン茂原 茂原市六ツ野字八貫野二、七八五番地一ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明ほか</p> <p>5 変更年月日 令和五年十月一日</p> <p>二 届出年月日 令和六年十月二日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和七年三月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>

<p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 第一リース株式会社 代表取締役 向島亨</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 第一リース株式会社 代表取締役 向島亨</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社貸店舗柏の葉複合施設店舗 柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地地区画整理事業一八二街区三画地ほか</p>	<p>5 変更年月日 令和六年二月一日</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社タイヨー 代表取締役 森田剛ほか</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社タイヨー 代表取締役 森田剛ほか</p> <p>2 届出年月日 令和六年十月二日</p> <p>1 届出の概要 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年三月十四日</p>	<p>5 変更年月日 令和六年四月一日</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年三月十四日</p> <p>3 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市経済環境部商工振興課</p> <p>2 届出年月日 令和六年十月二日</p> <p>1 届出の概要 大規模小売店舗の名称及び所在地 フィールズ南柏 柏市南柏中央六番地七ほか</p>	<p>5 変更年月日 令和六年四月一日</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年三月十四日</p> <p>3 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課</p> <p>2 届出年月日 令和六年十月二日</p> <p>1 届出の概要 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年三月十四日</p>
<p>7 変更年月日 令和五年九月三十日</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文ほか 埼玉県東松山市本町二丁目二番四七号ほか</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎悦久ほか 埼玉県東松山市本町二丁目二番四七号ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号ほか</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也ほか</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 柏市南柏中央六番地七ほか</p>	<p>5 変更年月日 令和六年四月一日</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年三月十四日</p> <p>3 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課</p> <p>2 届出年月日 令和六年十月二日</p> <p>1 届出の概要 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年三月十四日</p>	<p>5 変更年月日 令和六年四月一日</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年三月十四日</p> <p>3 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課</p> <p>2 届出年月日 令和六年十月二日</p> <p>1 届出の概要 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年三月十四日</p>	<p>5 変更年月日 令和六年四月一日</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年三月十四日</p> <p>3 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課</p> <p>2 届出年月日 令和六年十月二日</p> <p>1 届出の概要 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年三月十四日</p>

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和五年十二月三十一日ほか

二 届出年月日

令和七年二月十二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら勝浦店

勝浦市部原字原田一、〇六二番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役 濱野敬一

か 東京都港区芝浦一丁目二番三号ほか

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役 西野敏哉

か 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

代表取締役 濱野敬一

5 変更年月日

令和六年四月一日

二 届出年月日

令和六年十月二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び勝浦市観光商工課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ市原更級

市原市更級四丁目二番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ニトリホールディングス 代表取締役 白井俊之ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ニトリホールディングス 代表取締役 白井俊之ほか

5 変更年月日

令和五年九月一日

二 届出年月日

令和六年十月二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済産業部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ流山

流山市向小金一丁目二四一番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

第一リース株式会社 代表取締役 向島亨

東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

第一リース株式会社 代表取締役 向島亨

5 変更年月日

令和六年四月一日

二 届出年月日

令和六年十月二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスモール新鎌ヶ谷

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目一二番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社大地 代表取締役 水戸部伸一ほか

東京都大田区東海三丁目七番五号ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社大地 代表取締役 水戸部伸一ほか

東京都大田区東海三丁目七番五号ほか

5 変更年月日

令和六年七月十二日ほか

二 届出年月日

令和六年十月二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ライフガーデン新浦安

浦安市富岡三丁目三番一七号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場高一

東京都千代田区神田練堀町三番地

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

サミット株式会社 代表取締役 服部哲也ほか

変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

サミット株式会社 代表取締役 服部哲也ほか

5 変更年月日

令和六年二月二十一日

二 届出年月日

令和六年十月二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和七年三月十四日から七月十四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月十四日から七月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フィールズ南柏

柏市南柏中央六番地七ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也ほか

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号ほか

3 開店時刻及び閉店時刻を変更する小売業者の氏名又は名称

未定

4 変更前の開店時刻及び閉店時刻

なし

5 変更後の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前零時、閉店時刻は午前零時

6 変更年月日

令和七年二月二十日

二 届出年月日

令和七年二月十二日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和七年三月十四日野田市の決定に係る野田都市計画地区計画山崎梅台地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

令和七年三月十四日野田市の変更に係る野田都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和七年三月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年3月14日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 総合評価審査補助業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入

<p>札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) 過去15年間（平成21年4月1日から令和7年3月13日まで）において、発注者支援業務に係る契約を履行した実績があること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8667 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県県土整備部技術管理課技術審査班 電話043(223)3461</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和7年3月14日から4月3日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和7年4月23日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和7年4月23日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和7年4月24日午前10時 千葉県庁中庁舎5階県土整備部技術管理課内</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類</p>	<p>を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和7年4月3日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和7年4月3日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入</p>
--	--

札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めるときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Administrative Support for Comprehensive Evaluation Review (Iset)

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 23 April, 2025

(3) Contact point for the notice: Construction Management Division, Land Development Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-3461

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和7年3月14日

千葉県文書館長 永井 龍哉

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - ⑥契約の相手方を決定した手続
 - ⑦入札公告日
 - ⑧随意契約による場合はその理由
 - ⑨その他必要な事項
- ①文書館建物総合維持管理業務委託 一式 ②千葉県文書館 千葉県中央区中央四丁目15番7号 ③令和7年2月18日 ④株式会社アプラス 千葉市中央区矢作町540番地42 ⑤51,480,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年12月27日

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和7年3月14日

千葉県企業局千葉工業用水道事務所長 山岡 進

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項

その1

①五井市原地区工業用水道西広取水場で使用する電力 予定電力量 4,137,000キロワット時 ②千葉県企業局千葉工業用水道事務所 千葉市中央区末広三丁目4番16号 ③令和7年1月29日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 ⑤102,468,720円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年12月17日

その2

①五井姉崎地区工業用水道佐倉浄水場で使用する電力 予定電力量 19,242,000キロワット時 ②千葉県企業局千葉工業用水道事務所 千葉市中央区末広三丁目4番16号 ③令和7年1月29日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 ⑤420,239,592円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年12月17日

その3

①千葉地区工業用水道宮崎給水場で使用する電力 予定電力量 2,395,000キロワット時 ②千葉県企業局千葉工業用水道事務所 千葉市中央区末広三丁目4番16号 ③令和7年1月29日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 ⑤50,629,352円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年12月17日

千葉県 (仮称「仮称」)

一 階

四一七号

発

行

千葉市中央区市場町一丁目一

千

葉

県

購読申込先

〇四三(一一三三) 二六五八